

伊達市介護予防・日常生活支援総合事業第1号事業支給費の額等を定める要綱

平成30年3月23日

告示第60号

(趣旨)

第1条 この告示は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の45の3第2項に基づき介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「法施行規則」という。）第140条の63の2第1項第3号に規定する市町村が定める額（以下「第1号事業支給費」という。）及び同号に規定する市町村が定める割合（以下「第1号事業支給費割合」という。）を定めるものとする。

(第1号訪問事業及び第1号通所事業に要する第1号事業支給費の額)

第2条 第1号訪問事業及び第1号通所事業に要する第1号事業支給費の額は、別表第1に定める単位数に第4条に規定するサービス区分の1単位の単価を乗じて算定するものとする。

(第1号介護予防支援事業に要する費用の額)

第3条 第1号介護予防支援事業に要する費用の額は、別表第2に定める単位数に次条に規定するサービス区分の1単位の単価を乗じて算定するものとする。

(1単位の単価)

第4条 前2条に定めるサービス区分の1単位の単価は、それぞれ次に掲げる額とする。

- (1) 訪問型サービスA 10円
- (2) 通所型サービスA 10円
- (3) 介護予防ケアマネジメントA 10円
- (4) 介護予防ケアマネジメントB 10円

(端数処理)

第5条 費用の額を算定した場合において、その額に1円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てるものとする。

(第1号事業支給費割合)

第6条 第1号事業支給費割合は、それぞれ次に掲げる割合とする。

- (1) 第1号訪問事業及び第1号通所事業 100分の90
- (2) 第1号介護予防支援事業 100分の100
- 2 法第59条の2第1項に規定する政令で定める額以上である法施行規則第140条の62の3第1項第1号に規定する居宅要支援被保険者等に係る第1号事業支給費について前項第1号の規定を適用する場合には、同号中「100分の90」とあるのは「100分の80」とする。
- 3 法第59条の2第2項に規定する政令で定める額を超える政令で定める額以上である居宅要支援被保険者等に係る第1号事業支給費について第1項第1号の規定を適用する場合には、同号中「100分の90」とあるのは「100分の70」とする。
- 4 被保険者証に給付制限について記載されている居宅要支援被保険者等（次項に規定する者を除く。）に係る第1号事業支給費について第1項第1号の規定を適用する場合には、同号中「100分の90」とあるのは「100分の70」とする。
- 5 被保険者証に給付制限について記載されている者のうち第3項に規定する居宅要支援被保険者等に係る第1号事業支給費について第1項第1号の規定を適用する場合には、同号中「100分の90」とあるのは「100分の60」とする。

附 則

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成30年8月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第6条の規定は、この告示の施行の日以後に実施する事業の第1号事業支給費割合について適用し、同日前に実施した事業の第1号事業支給費割合については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和元年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の別表第1及び別表第2の規定は、この告示の施行の日以後に実施する事業に要する第1号事業支給費単位について適用し、同日前に実施した事業の第1号事業支給費単位については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の別表第1及び別表第2の規定は、この告示の施行の日以後に実施する事業に要する第1号事業支給費単位について適用し、同日前に実施した事業の第1号事業支給費単位については、なお従前の例による。

3 前項の規定にかかわらず、この告示の施行の日から令和3年9月30日までに実施する事業に要する第1号事業支給費単位については、別表第1及び別表第2の所定単位数の1,000分の1,001に相当する単位を適用するものとする。

別表第1 (第2条関係)

第1号訪問事業及び第1号通所事業に要する第1号事業支給費単位表

1 訪問型サービスA
(1) 訪問型サービスA事業費 (1月につき)
ア 訪問Ⅰ (週1回程度) 999単位
イ 訪問Ⅱ (週2回程度) 1,996単位
ウ 訪問Ⅲ (週2回を超える程度) 3,167単位
(2) 訪問型サービスA事業費 (1回につき)
ア 訪問Ⅳ (週1回程度) 227単位
(提供回数が4回を超過した場合、月999単位)
イ 訪問Ⅴ (週2回程度) 231単位
(提供回数が8回を超過した場合、月1,996単位)
ウ 訪問Ⅵ (週3回程度) 243単位
(提供回数が12回を超過した場合、月3,167単位)

(3) 特別地域加算 15%

2 通所型サービスA

(1) 通所型サービスA事業費（1月につき）

ア 通所Ⅰ（週1回） 1,421単位

イ 通所Ⅱ（週2回） 2,913単位

(2) 通所型サービスA事業費（1回につき）

ア 通所Ⅲ（週1回程度） 326単位

（提供回数が4回を超過した場合、月1,421単位）

イ 通所Ⅳ（週2回程度） 335単位

（提供回数が8回を超過した場合、月2,913単位）

(3) 入浴加算（回） 42単位

別表第2（第3条関係）

第1号介護予防支援事業に要する第1号事業支給費単位表

1 介護予防ケアマネジメントA（原則的なケアマネジメント）

(1) 介護予防ケアマネジメントA費（1月につき） 438単位

(2) 初回加算 300単位

(3) 委託連携加算 300単位

2 介護予防ケアマネジメントB（簡略化したケアマネジメント）

(1) 介護予防ケアマネジメントB費（1月につき） 209単位

(2) 初回加算 300単位

(3) 委託連携加算 300単位